
別紙 1

富山県共同利用型施設予約システム
クラウドサービス調達仕様書

令和 6 年 7 月

1. 全体概要

1.1 業務名

富山県施設予約システムクラウドサービス調達業務

1.2 目的

県内市町村における施設予約事務のデジタル化を効率的・一体的に進めることにより、以下のメリットが期待され、共同調達によるコストメリットも期待されることから、希望する県内市町村が施設予約システムの共同調達を行う。

① 県民サービスの向上

- ・オンライン上で施設利用予約／キャンセルが可能。
- ・リアルタイムに施設の空き情報を照会。
- ・予約済みの施設を照会。
- ・申込手続きの簡便化による施設利用率の向上。

② 業務の効率化

- ・施設予約にかかる手作業量を大幅に低減。
- ・人的ミスによる予約／キャンセル等の入力忘れの回避。
- ・予約業務のペーパーレス化。

③ 管理性の向上

- ・クラウド上でデータが管理されるため、プライバシー保護、BCP 対策にも有効。
- ・申込書の紛失リスク回避。

1.3 本調達における基本方針

富山県、富山市、高岡市及び朝日町（以下「参加自治体」という。）がそれぞれ所有する文化施設やスポーツ施設などの公共施設において県民の利便性をより一層高めるため、富山県共同利用型施設予約システムを導入する。

なお、サービス利用開始時期は一律ではなく、参加自治体ごとに定めるものとするが、利用料金は利用開始時期や同時利用開始市町村数により変動しないこと。また、今後導入する自治体が増加することも想定されるが、利用料金等は原則として変動しないこと。

2. 本事業の範囲

2.1 調達の範囲

本調達の範囲は、次に掲げる業務とする。また、本サービス全体において最新の技術を適用し、高い可用性を実現するとともに、トータルコストの低減化及びサービスの品質保証を図るものとする。

- ① 利用期間内のサービス利用環境の提供
- ② 利用マニュアルの提供
- ③ 操作説明会（指定管理者を含む職員向け）の開催及び動画データの提供

④ サポート対応窓口の提供

2.2 利用施設

令和6年7月時点の利用予定施設（施設名、部屋数、部屋名、貸出単位数、貸出パターン、スマートロック必要鍵数含む）は、別紙「利用施設一覧」のとおりとし、提出する「経費見積書」に反映すること。なお、「経費見積書」にはスマートロックの電子鍵本体及び取付工事費、参加自治体から提案事業者以外への支払いを要するサービス利用料は含まないものとする。

また、契約締結後からサービス利用開始までに、利用施設数や部屋数、貸出単位数、スマートロック必要鍵数の増減が想定される。利用施設数や部屋数、貸出単位数、スマートロック必要鍵数の大幅な増減が発生した場合には、別途協議するものとする。

2.3 システムに求める機能・要件

別紙「機能要件一覧」のとおり

2.4 セキュリティ要件について

以下の要件を満たすこと。

- ① サービス提供事業者が ISMS27001 または ISMS27017 認証を受けていること
- ② サービスの利用規約が明示されていること。
- ③ 通信が暗号化されており、443 番ポートのみでの通信が可能であること。
また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- ④ ユーザアカウント、パスワード等によるアクセス制限を行っていること、
- ⑤ サービスを提供する設備は日本国内に設置されているものとするほか、参加自治体が保有する情報については、他の利用者と分離して格納されること。
- ⑥ サーバに格納される情報は原則として暗号化されていること。なお、暗号化されていない場合は、相応のセキュリティ対策が取られていることについて、事前に参加自治体の承認を得ること。
- ⑦ クラウドサービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけでなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。
- ⑧ 契約終了時および契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄に当たっては、その情報を復元できないように処置したうえで廃棄すること。
- ⑨ サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策が明確にされていること。
- ⑩ 必要に応じて、参加自治体の実施するセキュリティ監査（立ち入り監査またはチェックリストの回答・SOC2 保証報告書の提出等）を受け入れられる

ものであること。

また、サービス提供事業者が再委託を行う場合、再委託先事業者にもこれを準用する。

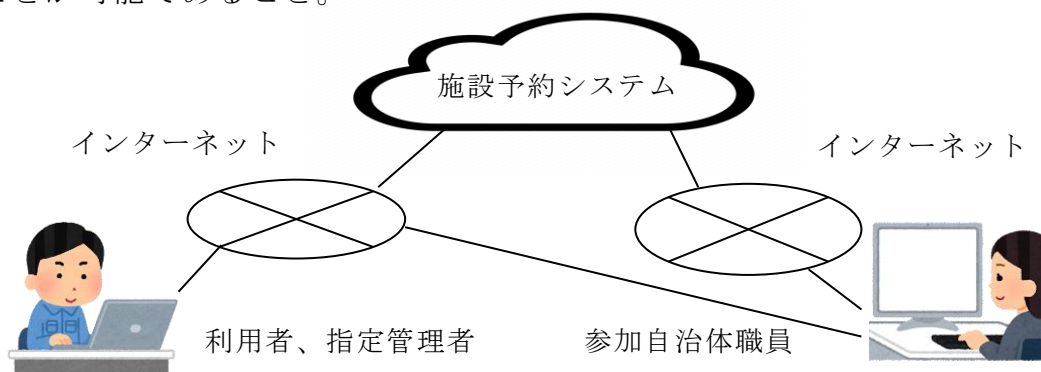
2.5 サービスの利用期間及び開始時期

初年度については、参加自治体が希望する利用開始日からその年度の3月31日までとし、一括・月額（日割り）いずれの支払いも可とすること。2年目以降については毎年4月1日から3月31日までの年間契約とし、参加自治体の希望に応じて年額・月額いずれの支払いも可とすること。

なお、解約する場合は受託者に対し、契約満了日の2カ月前までに申し出るものとする。

2.6 サービスの利用環境

施設を管理する指定管理者及び利用者はインターネット経由でサービスを利用することが可能であること。



2.7 データの設定・移行

- ①現行システムのマスターデータ等を活用し、施設職員等に可能な限り負担を掛けずにマスターデータの登録を行うこと。
- ②現行システムからのデータ移行として、利用が完了していない予約及び利用者データの新しいシステムへの移行を行うこと。なお、参加自治体から希望があった場合、現行システムの最大過去2年分の利用データ移行に対応すること。（現行システムがある参加自治体は、富山県、富山市及び高岡市。）

3. 説明会開催について

本サービス導入にあたり、一連のシステム操作についてマニュアル及びデモンストレーション環境を用いた説明を行うこと。なお、複数団体での合同開催も可とする。

4. 運用サポートについて

サービス利用に関する問い合わせ対応について環境を整えること。

障害発生時はサポートサイト等で随時情報提供を行うこと。
システムメンテナンスについては、原則として事前に連絡すること。